

京都市訓令甲第20号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月29日

京都市長 門 川 大 作

第2条第8号中「文書管理システム」の右に「又は情報管理課長が指定する情報システム(京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程第2条第1号に規定する情報システムをいう。)(以下これらを「文書管理システム等」という。)」を加え、同条第11号並びに第13号ア及びイ中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第5条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、文書管理統括者は、その所属する局、区及び会計室における文書管理システムの利用の促進に努めなければならない。

第5条第2項中「おける文書管理システムの利用」を「おいて意思決定又は供覧を行う場合については、電子決裁」に改める。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、文書管理責任者は、文書管理所属における文書管理システムの利用の促進に努めなければならない。

第6条第2項中「おける文書管理システムの利用」を「おいて意思決定又は供覧を行う場合については、電子決裁」に改める。

第16条第5項本文及び第6項並びに第18条第1項第3号中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第20条第1項本文中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改め、同条第2項中「文書管理システムを用いて出力した」を削る。

第21条第5号中「至急の処理を要し、又は」を削り、同条第6号中「機密」を「至急の処理又は機密」に、「決定書案は」を「決定書案を文書管理システムにより作成するときは」に改め、「とともに、紙文書にあっては、封筒に入れる等機密を保持するために必要な措置を講じる」を削り、同条第7号中「ときは、」を「ときにあっては」に、「する」

を「し、機密を要するときにあつては封筒に入れる等機密を保持するために必要な措置を講じる」に改める。

第22条第1号及び第2号、第23条第3項、第30条第1項、第3項並びに第4項第1号及び第2号、第31条第1項本文及び第2項、第32条第1項第1号及び第2項第1号並びに第33条前段中「文書管理システム」を「文書管理システム等」に改める。

第35条の見出し中「掲示を要する」を「掲示する」に改め、同条本文中「及び区役所」及び「ことを要する」を削る。

第37条第2項後段中「ときは」の右に「、別に定める場合を除き」を加える。

第52条第1項中「廃棄しなければ」を「廃棄し、又は消去しなければ」に改める。

附 則

この訓令中第37条第2項後段の改正規定は令和3年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)